

## 国立大学法人兵庫教育大学と兵庫県西脇市との連携協力に関する協定書

相互の連携協力について、国立大学法人兵庫教育大学と兵庫県西脇市とは、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、国立大学法人兵庫教育大学（以下「兵庫教育大学」という。）と兵庫県西脇市（以下「西脇市」という。）が包括的な連携のもと、教育、文化、産業、福祉、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### (協力事項)

第2条 兵庫教育大学と西脇市は、次の事項について協力する。

- (1) 学校教育の振興及び発展のための連携
- (2) 社会教育・文化・スポーツの振興及び発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 地域福祉向上のための連携
- (5) まちづくり・産業振興のための連携
- (6) 国際交流のための連携
- (7) その他両者が協議して必要と認める連携

### (連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

### (期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、双方の合意により更新される。なお、この協定の失効については、6ヶ月前に他方に申し出るものとする。

### (その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、兵庫教育大学と西脇市が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年4月11日

国立大学法人兵庫教育大学長

兵庫県西脇市長

---

---